

クレジットカード支払いに関する特約

お客様が NOTTV 有料基幹放送契約約款（以下「約款」といいます。）に定める有料放送料金の支払方法としてクレジットカード払いを選択する場合は、当社に対して次の事項を予め承諾するものとします。

- (1) 当社が別途定める種類のクレジットカードの中からお客様が有料放送料金の支払いに利用するクレジットカードを指定し、当該指定したカード（以下「指定カード」といいます。）によって、指定カードの発行会社（以下「発行会社」といいます。）の定める規約（以下「会員規約」といいます。）に基づき有料放送料金を支払うこと。
- (2) お客様から当社に対して申出をしない限り、有料放送料金を指定カードにより継続して支払うこと。
- (3) 当社が、指定カードによる有料放送料金の支払いに必要となるお客様の個人情報を発行会社に通知すること。
- (4) 約款に基づきお客様が当社に届け出た指定カードの会員番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡すること。
- (5) お客様が当社に届け出た指定カードの会員番号・有効期限が発行会社によって更新された場合であっても、請求された有料放送料金を異議なく支払うこと。
- (6) 指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、お客様に事前に通知することなく、当社が発行会社から新しい会員番号や有効期限の通知を受けること。
- (7) 会員規約に基づき、お客様が発行会社から指定カードによる有料放送料金の支払いに係る契約を解除されても異議がないこと。
- (8) 当社においてお客様に対する有料放送料金の請求債権が毎月発生する毎に、発行会社に対して当該債権を譲渡すること。
- (9) 理由の如何を問わず、上記(8)に定める債権譲渡に対する発行会社から当社への対価の支払いが行われない場合、その対象となる有料放送料金の支払い等については、当社の約款に従い取り扱われること。
- (10) 理由の如何を問わず、上記(8)に定める債権譲渡に対する発行会社から当社への対価の支払いが行われない場合、以後お客様に対して発生する有料放送料金の請求債権について、当社が発行会社に対して債権譲渡を行わない可能性があること、また、仮に当該債権譲渡の効力が生ずる場合には、発行会社から当社に対して再譲渡される場合があること。
- (11) 会員規約に基づきお客様が指定カードに係る会員資格を喪失したとき、その他お客様と発行会社との間の指定カードの利用に係る契約が終了したときなどは、当社から直接お客様に対して有料放送料金を請求する場合があること。
- (12) 当社がオフィシャルサイトにて公表し、又はこれと同等の方法によりお客様に対して

周知することにより、自己の都合において本特約を変更する場合があること。また、本特約を変更した場合は、当社が別に施行日を定めない限り、変更後の本特約の公表・周知を開始した日から変更後の本特約が適用されること。